財政健全化法に基づく健全化判断比率について

１．概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第３条第１項の規定により、各会計の決算に基づき４つの健全化判断比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に公表する。

２．早期健全化基準

４つの健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を定めなければならない。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・県知事へ報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表する。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受けることになる。

３．財政再生基準

健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を定めなければならない。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事を経由して総務大臣と協議し、その同意を求めることができる。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表する。

財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。また、財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては総務大臣から予算の変更等必要な措置の勧告を受けることになる。

○早期健全化基準・財政再生基準（市町村）

区　　分	早期健全化基準（%）	財政再生基準（%）
実質赤字比率	財政規模に応じ １１．２５～１５．００	２０．００
連結実質赤字比率	財政規模に応じ １６．２５～２０．００	３０．００
実質公債費比率	２５．０	３５．０
将来負担比率	３５０．０	（設定なし）

４．健全化判断比率

(1)実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表す指標。

「一般会計等」とは、地方公共団体が設置する会計のうち、「地方財政状況調査」における「普通会計」が対象とする範囲に相当するもの。

本市の令和７年度決算においては一般会計の１会計が該当する。

実質収支額（歳入総額から歳出総額、翌年度に繰り越すべき財源（未収入特定財源を除く）を差し引いた額）の合計は６億３，２２３万３千円の黒字であり、標準財政規模（１１４億１，０６０万８千円）に対して５．５４％に相当することから、「実質赤字比率はマイナス５．５４％」となる。

健全化指標においては、黒字の場合は「実質赤字比率は該当なし」と表現される。

(2)連結実質赤字比率

全ての会計における実質赤字額及び資金不足額の合計額の標準財政規模に対する割合を表す指標。

会計区分

①一般会計等

前(1)と同じ。

②公営企業に係る会計以外の特別会計

事業実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計のうち、③の公営企業会計を除いた特別会計。

本市の令和７年度決算においては次の３会計が該当する。

・国民健康保険事業特別会計
・後期高齢者医療特別会計
・介護保険事業特別会計

これら３会計の実質収支額の合計は４億３，４５１万８千円の黒字。

③公営企業会計

法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計。

本市の令和７年度決算においては次の２会計が該当する。

・上水道事業会計
・下水道事業会計

一般会計等の「実質収支」に相当する、これら公営企業会計に係る「資金不足額・剰余額」は、５億８,９１１万２千円。

①から③までの各会計の実質収支と資金不足額・剰余額の合計（連結実質収支額）は１６億５，５８６万３千円の黒字であり、標準財政規模に対して１４．５１％に相当することから、「連結実質赤字比率はマイナス１４．５１％」となる。

健全化指標においては、黒字の場合は「連結実質赤字比率は該当なし」と表現される。

(3)実質公債費比率

一般会計等の公債費のほか、公営企業会計等の公債費への繰出金や一部事務組合等への負担金、債務負担行為額等を算入した公債費の標準財政規模に対する割合を表す指標で３か年の平均値。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①公債費等充当一般財源等額} - (\text{②特定財源額} + \text{④算入公債費等の額})}{\text{③標準財政規模} - \text{④算入公債費等の額}}$$

(単位：千円、%)

区　　分		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
① 公債費等充当一般財源等額		2,501,906	2,566,648	2,582,652	2,586,053
	元利償還金の額（繰上償還額等を除く）	1,947,585	2,010,520	2,050,135	2,033,726
	積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0	0
	満期一括償還地方債１年当たりの元金償還金相当額	0	0	0	0
	公営企業の地方債償還充当繰入金	448,434	453,160	391,455	386,338
	一部事務組合等の地方債償還充当補助金・負担金	105,883	102,965	141,060	165,988
	公債費に準ずる債務負担行為額	4	3	2	1
	一時借入金の利子	0	0	0	0
② 特定財源額		56,640	38,631	53,849	77,245
③ 標準財政規模		11,200,120	11,120,804	11,319,586	11,410,608
	標準税収入額等	4,072,040	4,156,328	4,175,226	4,225,361
	普通交付税額	7,005,068	6,909,696	7,117,287	7,185,247
	臨時財政対策債発行可能額	123,012	54,780	27,073	0
④ 算入公債費等の額		1,675,963	1,712,296	1,689,617	1,678,764
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,396,423	1,441,031	1,475,106	1,444,081
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	273,297	265,697	209,428	230,087
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	6,243	5,568	5,083	4,596
実質公債費比率(単年度)		8.07739	8.67004	8.71432	8.52915
実質公債費比率(3か年平均)	令和６年度	8.4			
	令和７年度		8.6		

※準元利償還金とは、普通会計以外の会計に係る元利償還金

(4)将来負担比率

地方債現在高等、将来的に市が実質的に負担すべき総額の標準財政規模に対する割合を表す指標。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - \text{②充当可能財源等}}{\text{③標準財政規模} - \text{④算入公債費等の額}}$$

（単位：千円、％）

区　　分		令和6年度	令和7年度
① 将来負担額		25,833,227	24,532,219
	地方債の現在高	15,734,471	14,476,443
	債務負担行為に基づく支出予定額	0	0
	公営企業債等繰入見込額	5,600,595	5,413,909
	組合負担等見込額	2,785,696	2,857,230
	退職手当負担見込額	1,712,465	1,784,637
	設立法人の負債額等負担見込額	0	0
	連結実質赤字額	0	0
	組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
② 充当可能財源等		22,902,116	21,721,480
	充当可能基金	6,441,801	6,370,113
	充当可能特定歳入	699,058	572,714
	基準財政需要額算入見込額	15,761,257	14,778,653
③ 標準財政規模		11,319,586	11,410,608
④ 算入公債費等の額		1,689,695	1,678,764
将来負担比率		30.4	28.8